

川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の福祉施策の充実及び介護保険事業の円滑な運営を期するため、施策並びに運営の指針となるべき川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を目的として、川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者又は介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健、医療又は福祉関係者
- (4) 介護保険以外の地域資源及び地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 議会関係者
- (7) 町及び関係行政職員
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日から当該計画の策定完了までの期間とする。ただし、役職により委嘱又は任命されている委員の任期は、その職の在任期間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、これを主宰する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に行われる会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第6条 会長は、職員をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、議事のとん末のほか、開催日時、出席及び欠席の委員の氏名並びに会長が必要と認めた事項を記載し、会長及び委員会において定めた1人の委員が署名又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。